

「福島県土砂災害警戒情報」の発表を開始します。

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の発生するおそれがある時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県と福島地方気象台が本年 6 月 1 日から共同で発表する新たな防災情報です。

この情報は、福島地方気象台から福島県災害対策グループを通じて市町村に伝達するとともに報道機関を通じて、県民への周知を図ります。

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、湯川村(自然条件から勘案して、土砂災害の危険性が認められないため、発表対象地域から除きます)を除く県内の全市町村を発表対象とします。

また、郡山市と天栄村については、同市及び同村内で気候特性が大きく異なることから郡山市(湖南町)、郡山市(湖南町を除く)、天栄村(湯本地区)、天栄村(湯本地区を除く)と分割して発表します。

《内容》

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです(別紙参照)。

《発表及び解除》

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に福島県と福島地方気象台が協議して行います。

〔発表〕

- ・ 大雨警報発表後に実況値及び数時間先までの降雨予測に基づいて、避難行動が必要な土砂災害の発生する危険性が高まった場合
- ・ 土砂災害警戒情報発表中に、あらためて土砂災害への警戒を呼びかける必要がある場合

〔解除〕

- ・ 実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや無降雨状態が長時間続いている場合

《大雨警報の切り替えの運用終了》

なお、福島地方気象台は、この情報発表開始に合わせ、大雨警報の切り替え(重要変更)を発展的に解消し、土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

問い合わせ先

- ・ 福島県砂防グループ (電話:024-521-7492)
- ・ 福島地方気象台防災業務課 (電話:024-534-0321)

別紙

福島県土砂災害警戒情報の例

福島県土砂災害警戒情報 第 号

平成19年 月 日 時 分

福島県 福島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

南会津町* 下郷町* 檜枝岐村* 只見町*

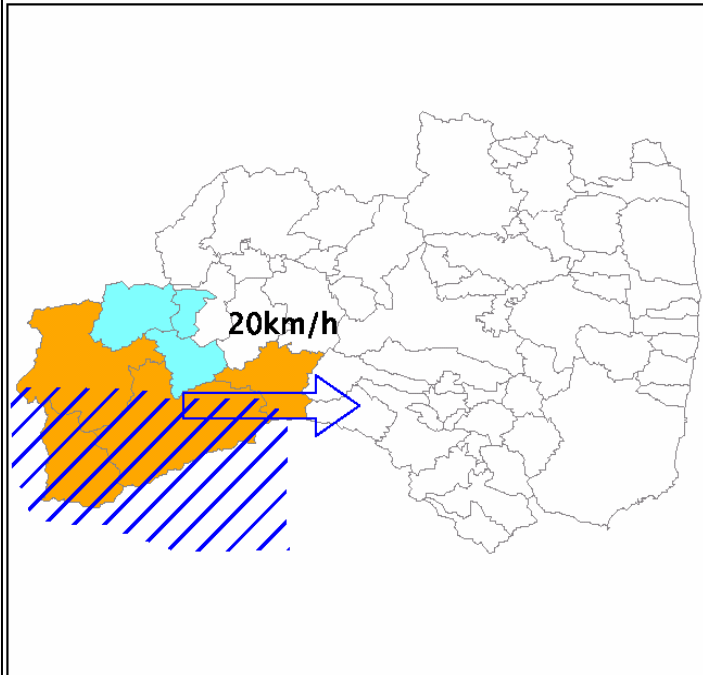
【警戒解除地域】

金山町 昭和村 三島町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。



問い合わせ先

024-521-7492 (福島県砂防グループ)
024-534-2162 (福島地方気象台技術課)